

表 安定ヨウ素剤内服管理指針における対応のまとめ

項目	内服者	状況による場合分け	放射性ヨウ素曝露に対する対応	安定ヨウ素内服に対する対応	
I.	妊婦	単回内服の場合	特別な対応は不要	特別な対応は不要	
		複数回内服の場合	特別な対応は不要	【母体】内服2～4週間後、甲状腺機能検査 【胎児】内服2～4週間後、超音波検査（羊水過多、胎児甲状腺腫大など。ただし、胎生初期には不要） 出生後、通常通り新生児スクリーニングを受検	
II.	授乳中の女性	① 放射性ヨウ素の曝露が一時的であり、被ばくリスクが極めて低い場合（単回内服）	母乳哺乳：継続可能	特別な対応は不要	
		② 被ばくのリスクがあったが、直ちに避難できた場合（被ばくのリスクが多少とも危惧される場合）（単回内服）	非汚染ミルク*が確保できた場合		母乳哺乳：休止（放射性ヨウ素曝露後数日間）
			非汚染ミルク*が確保できなかった場合		母乳哺乳：継続可能（乳首等清拭**）
		③ 安定ヨウ素内服後も避難できなかった場合（単回内服または複数回内服）	非汚染ミルク*が確保できる場合		母乳哺乳：休止（放射性ヨウ素曝露後数か月間***）
非汚染ミルク*の確保が困難な場合	母乳哺乳：継続可能（非汚染ミルク*の確保を最優先し、その確保ができるまで）				
III.	新生児	（内服回数によらず）	特別な対応は不要	内服2～4週後、採血して甲状腺機能を評価（新生児スクリーニングシステムを弾力的に運用する）	
IV.	乳児	甲状腺疾患に罹患している場合	特別な対応は不要	主治医に相談することが望ましい	
		複数回内服の場合	特別な対応は不要	内服2～4週後、採血して甲状腺機能を評価	

* この場合に「非汚染ミルク」とは、非汚染水を用いて調製した乳児用調製粉乳（粉ミルク）や乳児用調整液状乳（液体ミルク）を指す。

** ここでいう「乳首等清拭」とは、放射性ヨウ素の摂取を最小限にするために、母乳哺乳の前に授乳婦の乳首と乳房を丁寧に石鹸とぬるま湯で洗い、乳児の口の周りを拭うことを指す。

*** 具体的には、地域での母乳中の放射線量が感度以下、または、安全とされる基準値以下になるまでの期間を指す（本文参照）。